

電動生ごみ処理機 購入に助成

町では家庭からの生ごみ減量と資源化を目的に、電動生ごみ処理機購入世帯に助成をしています。

対象者 町内に居住する世帯の世帯主で、町税等に

未納がない方

(すでに助成を受けた世帯を除く。)

補助金額 処理機購入代金の3分の1(上限2万円)

補助対象機種 生ごみを堆肥化及び減量化させるこ

とができる電動式の機種

※処理方法(バイオ式・乾燥式等)やメーカーの指定はありません。

必要書類

生ごみ処理機の保証書及び領収書の写し

※申請方法や不明な点は、環境防災課へお問い合わせください。

◆問い合わせ

環境防災課環境班
☎(84) 1216

合併浄化槽設置補助制度

近年、みなし(し尿)浄化槽や汲み取り便槽を設置している家庭から出る生活雑排水が、河川などの水質汚染の大きな要因となっています。

町では公共水域の水質保全のため、既存のみなし(し尿)浄化槽や汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を実施する場合に、補助金を交付しています。

補助金額

合併浄化槽の区分	みなし(し尿)浄化槽から合併浄化槽に転換(入れ替え)する場合	汲み取り便槽から合併浄化槽に転換(入れ替え)する場合
5人槽	512,000円	432,000円
6・7人槽	594,000円	514,000円
8~10人槽	728,000円	648,000円

注意

- ・補助金の交付を希望するときは、工事を始める前(計画段階)にご相談ください。
 - ・販売目的、別荘などは、補助の対象となりません。
 - ・すでに工事を始めているときは補助の対象となりません。
 - ・予算には限りがありますので、お早めにご相談ください。
- ※新規設置(新築)に対する補助は、平成21年度に廃止しました。

◆問い合わせ

環境防災課環境班 ☎84-1216

平成26年度町内産木材利用促進事業補助制度

町では、町内産木材の利用を促進し森林資源の循環を図るため、町内産木材を一定割合以上使用して建築した新築戸建て木造住宅に対して、経費の一部を補助します。

補助対象事業 ※次の要件を全て満たすこと

- ・町内に自ら居住するために住宅を取得すること。
- ・木造の戸建て住宅(店舗併用住宅を含む。)であること。
※住宅のリフォームは対象となりません。
- ・住宅の延べ床面積(併用住宅は、居住部分の面積)が70㎡以上であること。
- ・町内産木材の使用量が、総使用量の50%以上であること。(ただし、その2分の1までを県内産木材で補うことができます。)
- ・山武郡市内に本店を置く施工業者(個人の場合は町内に住所を有する方)が施工すること。

対象者

- ・当該住宅に居住する方で町税等に未納がないこと。
 - ・住宅取得の支援を目的とする他の補助金の交付を受けていないこと。
- ※木材利用ポイント制度と併用はできません。

補助金額等

- ・補助率は木材購入経費の2分の1とし、50万円を上限とします。(千円未満切り捨て)

※予算の範囲内で実施します。申請前に着工している場合は対象となりませんので、申請を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

◆問い合わせ

産業振興課農政班 ☎84-1215